

平成 27 年 5 月 1 日

歯科医師による大量自家血オゾン療法の施術についての共同意見表明

日本酸化療法研究会 会長 渡井健男
日本医療・環境オゾン学会 会長 上村晋一

オゾン療法の先進国であるドイツ、スペイン、キューバ、トルコなどでは、歯科医師の点滴療法、輸血は禁止されている。それ故歯科医師による大量自家血オゾン療法の施術は禁止されている。

大量自家血オゾン療法は副作用の少ない治療ではあるものの、全身各臓器に影響を及ぼす治療法であり、非常にまれではあるが、急激な血圧低下、浮腫、腹痛、動悸、痺れなどの症状が報告されている。

その様な症状に対して、治療現場で救急の医療処置が必要の場合、本邦のほとんどの歯科医師は対処出来ないのが現状である。

よって、日本酸化療法研究会と日本医療・環境オゾン学会は、協議の結果、全身管理の出来ない歯科医師による大量自家血オゾン療法の施術は原則禁止の立場をとることとして共同で意見表明を提示することとなった。

なお、大量自家血オゾン療法の副作用を未然に防止するため、治療前には必ず G6PD 欠損症、甲状腺機能検査を行うことが推奨される。

【海外からの意見】

Dr.Adriana Schwartz M.D.,Ph.D. (スペインオゾン療法学会 (AEPRIMO) 会長、国際オゾン療法科学委員会 (ISCO3 Secretary))

I think that any systemic route, and specially Major Autohemo, is not a route to be used by a dentist, unless they have prior medical training.

Dr.Silvia Amparo Menendez Cepero M.D.,Ph.D. (キューバ国立科学研究センター)

Normally dentists are not allowed to perform major autohemotherapy. This ozone application is made by physicians that have experience and have been well trained to

do it. If some problems will occur then the fault will be because of the ozone therapy and not because a person that do not have the real knowledge and experience have performed the ozone application. We have to protect ozone therapy and be strict in their procedures.